

○岡山県暴走族の追放の促進に関する基本方針

(平成 14 年 10 月 4 日告示第 519 号)

改正 令和 5 年 8 月 1 日告示第 388 号

岡山県暴走族の追放の促進に関する条例(平成 14 年岡山県条例第 63 号)第 9 条の規定により、岡山県暴走族の追放の促進に関する基本方針を次のとおり定めた。

岡山県暴走族の追放の促進に関する基本方針

本県における暴走族は、週末等を中心に県内各地において、深夜、暴走行為等を繰り返し、他の一般通行車両に著しい危険や迷惑を与えるとともに、住民の安眠を妨害しているほか、暴走族同士の対立抗争事件を引き起こすなど、凶悪化・粗暴化している。

また、暴走族は、その構成員の大部分が少年で、警察からの取締りを継続的に受けながらも新たな構成員を加入させるなどして、世代交代を繰り返し、存在し続けている。

こうした現状を是正し、岡山県暴走族の追放の促進に関する条例の目的である県民生活の安全と平穩の確保及び少年の健全育成を図るため、ここに、暴走族の追放の促進に関する基本方針を定める。

1 暴走族の追放の促進に係る啓発活動及び県民、保護者、事業者等の意識の高揚に関する事項

県は、関係機関・団体と密接に連携を図りながら、次の事項について、あらゆる機会及び広報媒体を活用して広く県民に周知し、暴走族の追放の促進についての県民意識の啓発及び高揚を図るよう努めるものとする。

- 1 暴走族及び暴走行為等を助長する観衆等の実態並びに暴走族が社会に与える悪影響
- 2 県民ぐるみで暴走族による暴走行為等を許さない環境づくりを行うことの重要性
- 3 暴走族への加入の防止及び暴走族からの脱退の重要性

2 県民、保護者、事業者等又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)の暴走族の追放の促進に係る活動に対する支援に関する事項

県は、関係機関・団体と密接に連携を図りながら、暴走族の追放の促進に関する総合的かつ広域的な施策を推進するとともに、次に掲げる民間団体等が行う暴走族の追放の促進に係る活動を支援するものとする。

- 1 暴走族追放に係る啓発活動
- 2 暴走族による暴走行為等を許さない環境づくりに関する活動
- 3 暴走族への加入の防止及び暴走族からの脱退に関する活動

3 民間団体等への暴走族の追放の促進に係る情報の提供に関する事項

県は、民間団体等の自主的活動を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、暴走族に関する情報の提供を行うものとする。

4 暴走族の追放の促進に係る市町村への協力要請に関する事項等

県は、市町村に対して、暴走族追放に関する必要な助言及び情報の提供に努めるほか、自主的な暴走族追放の促進に関する施策の展開を要請するとともに、必要に応じ

て県が実施する施策への協力を要請するものとする。

附 則(令和 5 年 8 月 1 日告示第 388 号)

この告示は、公布の日から施行する。